

3-1 みどりの将来像と目標、方針 基本理念

豊島区は、区内居住者、通勤・通学者、来訪者など多様なライフスタイルの人々が共存しており、多くの外国人も暮らしています。年齢や障害の有無、国籍などに関わらず、全ての人がいかに快適な生活を送れるかということが都市の中では重要です。

都市生活の快適性を確保するためには、都市が備えるべき最も基本的な機能としての安全・安心確保を第一とし、これに加えて、“ゆとり”や“うるおい”、“ふれあい”といった質の面を考慮する必要があります。

みどりは環境の質に大きく貢献します。木々や草花は四季折々の表情を見せ、生きものとのふれあいや人と人の交流とにぎわいの場となり、うるおいのある景観を形成し、生活環境にやすらぎをもたらします。また、みどりは、道路や建物の輻射熱*を減らし、都市の気温を緩和したり、騒音をやわらげるなど多様な環境保全機能を持っています。

また、都市の中でみどりを増やしていくためには、都市形態、地域の特性、人とみどりの関係をよく理解した上で、みどりの空間を創出していくための施策が必要です。

こうしたことを前提に、以下のとおり計画の理念を定めます。

1 都市にふさわしい質の高いみどり

地球規模での環境問題や頻発する自然災害が大きくクローズアップされる中で、多様な樹木や水辺などの自然環境や公園・緑地などのオープンスペース*の大切さが強く認識されています。

しかし、豊島区のように人口高密度な市街地が形成された都市では、自然を限定的に捉えなければなりません。都市の緑地の大部分は、自然のままにまかせた空間ではなく、適正に管理された快適な場として存在しなければならないからです。そのため、深山や里山の自然とは異質なものとして捉える必要があります。

豊島区にふさわしい自然とは、人の立ち入りを拒むのではなく、昔から人とともに生きてきた、人々が手を加え生活の場となっていた自然です。具体的

には、家庭や事業所のみどり、身近な公園や緑地など生活に密着したまちなかのみどりが中心となります。それら個々のみどりが良好に保たれつながら、様々な機能を発揮する都市の環境を担うみどりとなることを目指します。



都市の骨格となるみどり



公園のみどり



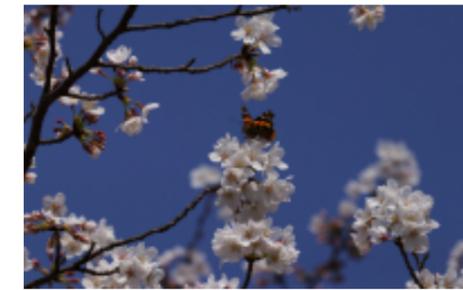
住宅街のみどり

2 五感にうたえるみどりの空間

都市の中のみどりは、常に人との関わりの中で存在しています。人との接点があるからこそ、みどりの存在意義が高まります。

人とみどりが共存し、関わり合いが続いていくためには、その空間が快適でかつ楽しくなければなりません。この快適性や楽しさは、人が五感をとおして感じ取り、安らぎや季節を感じるなどの空間の雰囲気とともに、自らの行動や共に活動する人と人との関係から生まれます。

みどりを増やすときに、全ての人々の五感にうたえる様々な工夫を凝らし、そのみどりが良好に維持されることで、居心地良く楽しい空間となることを目指します。



季節を感じるみどり



居心地良く楽しさを感じるみどり



遊びや体験の場としてのみどり

3 自然と人間の共生

都市の自然を構成するみどりや水、そこを住みかとする多様な生物は、それを愛する人や息長く守り育てる人の存在があってこそ、後世へ伝えていくことができます。それには、人々がみどりからうおいやさまざまな恩恵を一方向的に受けるだけでなく、雑草や落ち葉、虫の発生などを受け入れていかなければなりません。

そのため、多様な生物の生存を可能とするための土壌や水辺、みどりの環境などを守り育てる意識を区民が共有し、次世代を担う子どもたちにもみどりの大切さを伝えるなど、生物やみどりなどの自然と人間の共生を目指します。



都市なかでの自然とのふれあい



子どもたちの環境講座

3-2 みどりの将来像

みどりの将来像と目標、方針

みどりの将来像：

「みどりのネットワークを形成する環境のまち」 ～公園がつなぐ みどりのまちづくり～

一人ひとりが庭先やベランダなどでみどりを増やし、都市の骨格となる幹線道路の街路樹や、学校、公園、霊園など拠点となる大きなみどりと結ばれることで、地域として広がりや厚みのあるみどりや都市の環境を担うみどりづくりが実現します。

区民・事業者・区などが相互に連携を深めながらみどりを増やすことで、点から線、線から面へとつ

ながる「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の実現を目指します。

また、公園が地域の核となることで、緑陰や風の道のネットワーク、エコロジカルネットワーク*、防災、レクリエーション、交流やにぎわいなど様々なつながりが形成されます。

豊島区のみどりのネットワークとは



以上の考えをもとに、豊島区が目指す「みどり」の将来像として、次の5項目を掲げます。

- 1 つながりが広がる** 庭先の身近なみどりから豊島区の骨格となるみどりまでがつながりをもち、人が安全で快適に生活でき、交流とにぎわいが広がるウォーカブルなまち
▶ みどりのつながりが広がっていく
- 2 まちが変わる** 日常生活空間でふれあえる身近なみどりが連なるまち
▶ 身近なみどりがまちを変えていく
- 3 みんなで楽しみ育む** みどりのまちづくりをみんなで取組み、未来へつなぐまち
▶ みどりのある暮らしを楽しみ、みどりを育てていく
- 4 地域の庭になる** 寺社など古くから伝わる地域のみどりの拠点と、公園などのみどりの拠点がバランスよくあるまち
▶ みどり・公園が地域のまちづくりの核となり、地域の庭として活用していく
- 5 みんなで支える** 区民・事業者・区などの協力のもとで、みどり・公園が美しく維持管理され、育っているまち
▶ みどり・公園をみんなで支え、親しんでいく

豊島区が目指すみどりの将来像の概念図



3-3 みどりの将来像と目標、方針 計画の体系

みどりを取り巻く課題

- 1 ネットワークとなるみどりづくり
- 2 みどりの効果を発揮するまちづくり
- 3 身近なみどりを広げ、ふれあう機会を増やす
- 4 区民や多様な主体の協働によるみどりづくり
- 5 拠点となる歴史あるみどりの継承と新たなみどりの利活用
- 6 誰もが利用でき、地域に愛され親しまれる公園にする

基本理念

- 1 都市にふさわしい質の高いみどり
- 2 五感にうったえるみどりの空間
- 3 自然と人間の共生

計画の目標

- 1) みどりの維持と向上のための目標
- 2) 公園・緑地の拡大の目標
- 3) 公共施設及び公共的空間の緑化の推進の目標
- 4) 民有地の緑化の推進の目標
- 5) みどりの質や利活用の目標

将来像テーマ

「みどりのネットワークを
形成する環境のまち」
～公園がつながる みどりのまちづくり～

将来像1 「つながりが広がる」

将来像2 「まちが変わる」

将来像3 「みんなで楽しみ育む」

将来像4 「地域の庭になる」

将来像5 「みんなで支える」

基本方針

1 みどりのネットワークをつくる

●みどりの骨格軸から地域へ連携、風とみどりの道*、生態系に配慮したネットワーク、学校のみどり、ウォーカブルなまちづくり

2 身近にふれあえるみどりを広げる

●身近な公共・民有地の緑化推進、まちなかのみどりと憩いの場、グリーンインフラ、防災性、美しい景観

3 みんなでみどりを育み、大切さを伝える

●区民参加、緑化活動支援、啓発事業・担い手の育成、活動のPR、ニーズ・評価の反映

4 拠点となるみどりを増やし活用する

●地域の拠点の公園配置と活用、民有緑地の保全活用、市民緑地認定制度

5 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

●公園の維持管理、利用管理、再整備、活用・運営、小規模公園の利活用、インクルーシブな考え方導入【▶P31参照】

3-4 みどりの将来像と目標、方針 計画の目標

(1) 目標の達成状況

「豊島区みどりの基本計画」（平成23年3月・平成28年3月見直し）では、「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の将来像を目指して令和2年までに

達成すべき数値目標が設定されており、達成状況は以下のとおりとなっています。

目標達成状況（平成23(2011)年度→令和2(2020)年度における達成状況）

- 緑被率（P20）…………… 12.9%（目標13.0%）→最新値13.2%（東京23区中19位）
- 緑視率（P22）…………… 緑視率25%以上の地点が5箇所増
- 公園の整備面積（P22）…………… 18.7ha（目標24.5ha）→最新値23.7ha
区民一人当たりの面積は23区中最下位
区面積あたりの公園数は上位（東京23区中4位）
- 緑化基準を満たす公共施設数（P24）…………… 69%（目標80%）→最新値75%
- 幹線道路の街路樹の設置割合（P25）…………… 72%（目標80%）→最新値79%

(2) 目標の設定

目標としては、みどりの将来像や緑地の確保目標の水準を設定する総量目標（緑被率、公園面積など）と、区民の生活にとって具体的にどのような改善がなされるかを表した成果目標（みどりの活動場所の数など）

を設定します。

みどりへの評価は量だけでなく、みどりの質や利活用に関する区民の満足度も重要であることから、新たな目標を設定します。

計画目標(概要)（令和3(2021)年度→目標年度：令和14(2032)年度）

- 緑被率（P20）…………… 13.2%→目標値13.3%
- 緑視率（P22）…………… 緑視率25%以上の地点を増やす
- 公園の整備面積（P22）…………… 23.7ha→目標値25.4ha
- 緑化基準を満たす公共施設数（P24）…………… 75%→目標値86%
- 幹線道路の街路樹の設置割合（P25）…………… 79%→目標値87%
- 緑化計画による民有地の緑化誘導（P25）…………… 豊島区みどりの条例に基づく緑化計画により良好な緑化を誘導

〈新たな目標項目〉

- みどり率（P21）…………… 14.1%→目標値14.3%
- 公園の再整備箇所数（P23）…………… 既存公園を適宜部分改修、及び全面改修（全面は年間2公園以上とし、地域による植樹実施）
- 公共的空間の緑化（P24）…………… 民有地の公共的空間の緑化を推進する
- 「みどりの満足度」「公園の満足度」(P26) …… 満足度を高める
- みどりとの関わり（P26）…………… みどりの活動場所・活動回数を増やす
- みどりと景観との関わり（P28）…………… 区内の自然資源や生垣、芝生の日常的な手入れなどを通じた良好な景観の維持に努める

1) みどりの維持と向上のための目標

1)―① 緑被率

平成9（1997）年度まで減少を続けた緑被率は以降増加傾向となり、令和元（2019）年度の調査では、区全体の緑被地の面積は172.1ha、緑被率は13.2%（※1）となっています。近年の増加の主な要因は既存樹木の生長に伴うもので、特に道路整備による街路樹整備や街路樹の生長によって面積が増加しました。また、学校などの施設の新設に伴う屋上緑化の整備

により、屋上緑化面積が増加しています。

公園や都市計画道路*の整備、公共施設や開発におけるオープンスペースの緑化、地区計画などの地域が一体となった緑化の推進により緑被率の向上を目指します。また、既存の公園の緑を豊かに育て、大学や霊園などのまとまった緑を保全していきます。

※1 豊島区緑被現況調査報告書（令和2年3月）による。

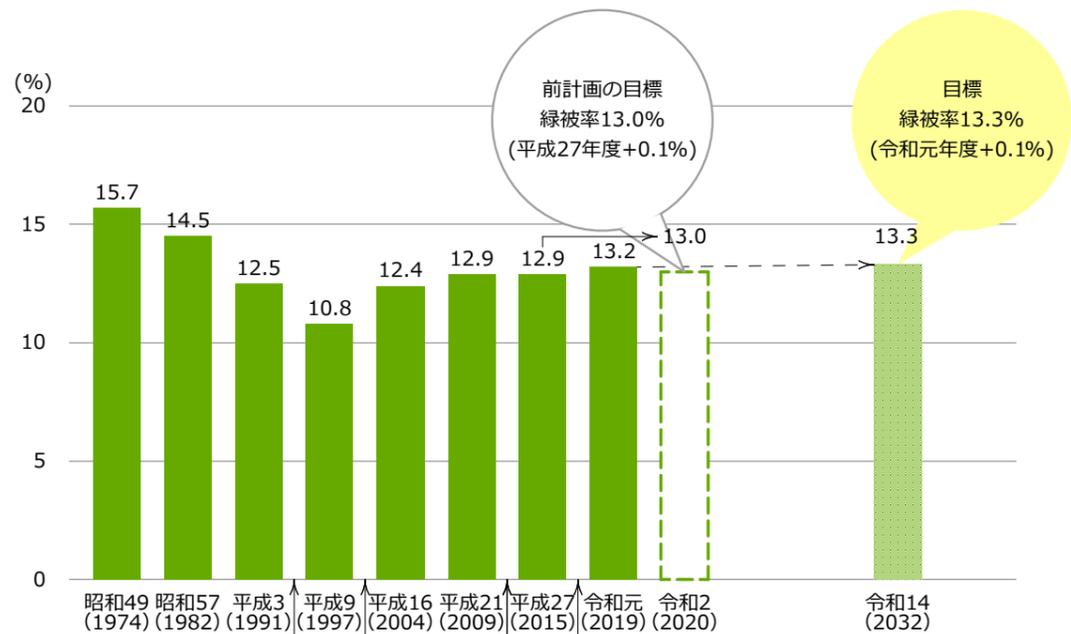
目標

●現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努めることで、緑被率を13.3%とします。



※令和3年度の緑被率13.2%は豊島区緑被現況調査報告書（令和2年3月）による。
※区面積の0.1%は13,010㎡。

緑被率の推移と目標



- ① 「豊島区みどりと広場の基本計画」平成4年11月策定（都市緑地保全法改正、緑の基本計画制度創設 平成6年）
- ② 「豊島区みどりと広場の基本計画」平成13年11月策定
- ③ 「豊島区みどりの基本計画」平成23年3月策定
- ④ 「豊島区みどりの基本計画」平成28年3月見直し

新たな目標

1)―② みどり率

緑被率で表わされる緑で覆われた部分に、公園内の緑で覆われていない部分や河川等の水面を加えた「みどり率」を目標に設定します。緑被率の向上と

もに活用できるオープンスペースがあることが、公園の有効活用に取り組む豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

目標

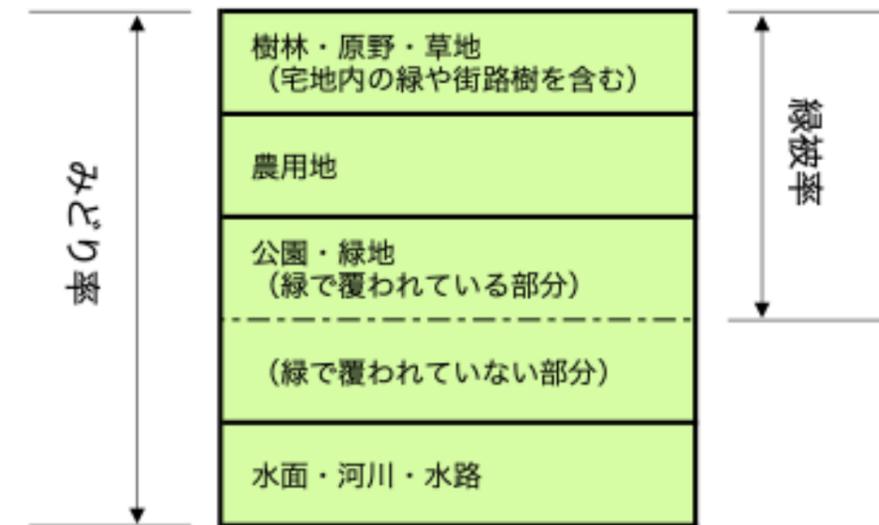
●現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努め、みどり率を14.3%とします。



※令和3年度のみどり率14.1%は豊島区緑被現況調査みどり率調査報告書（令和3年3月）による。
※区面積の0.2%は26,020㎡。

「みどり率」とは

「みどり率」とは、従来の「緑被率」に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合であり、東京都の計画指標となっています。



みどり率と緑被率の関係
資料：「東京都が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）

1) ③ 緑視率

緑視率は身近に実感できるみどりの指標であり、まちの景観の印象につながります。
平成27（2015）年度の調査では、調査地点103箇所（※1）中16箇所が緑視率25%以上でしたが、令和元（2019）年度の調査では、103箇所中21箇所が

緑視率25%を超え、緑視率25%以上の地点が5箇所増えています。

※1 令和元年度調査より、平成27年度調査時の状況と大きく改変した造幣局跡地4地点を除く

目標 ●みどりを多く感じる、緑視率が25%以上の地点を増やします。

緑視率とは

「緑視率」とは、人の視野内に占めるみどりの量の割合をいいます。国土交通省の研究の結果では緑視率が25%を超えるとみどりが多くと感じはじめることがわかっています。



緑視率：10.6%



緑視率：26.7%



緑視率：48.5%

資料：豊島区緑被現況調査報告書（R2.3）

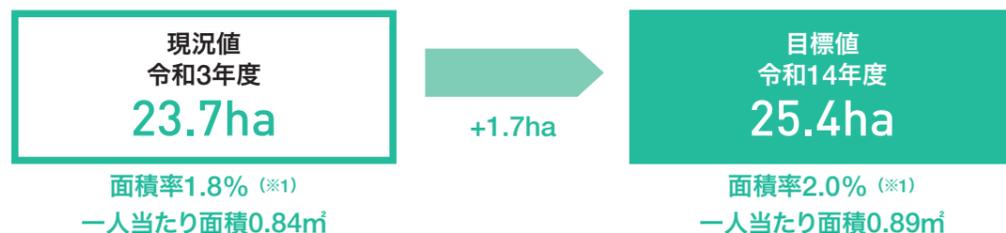
2) 公園・緑地の拡大の目標

2) ① 公園の整備面積

学校などの跡地を有効に活用するなど、整備面積の増加に努めます。小さな公園が多い豊島区の現状を踏まえ、小規模な公園と地域の拠点となる公園を

バランス良く配置し、身近な利用しやすい活動の場とします。

目標 ●公園整備面積を25.4haとします（期間内目標整備面積1.7ha）。
●計画期間内の目標値は1人あたり公園面積0.89㎡/人（想定人口28万4千人）とします。



※1 面積率とは、区の面積に占める公園面積の割合。

※令和3年度の23.7haは令和4年4月時点の数値による。
※目標値は前計画の令和14年度（区制100周年）の目標数値を引き継ぐものとする。

2) ② 公園の再整備箇所数

既存の公園について、利用者が満足して利用できるよう再整備を行っていきます。
身近な公園の再整備は、区内で育てた苗木や実生

木の植樹などによって地域の人々と共に公園づくりを行うことで、人とみどりが共に育つ、愛着のある場所に変わります。

目標

- 公園面積の増加だけでなく、既存公園（164箇所）の安全で快適かつ地域のニーズをふまえた部分改修を適宜行います。また、公園の魅力向上を図る全面改修も行います。全面改修の再整備箇所数を目標とし、年間2公園以上を目指します。
- 公園の再整備時に地域の人による植樹を行います。

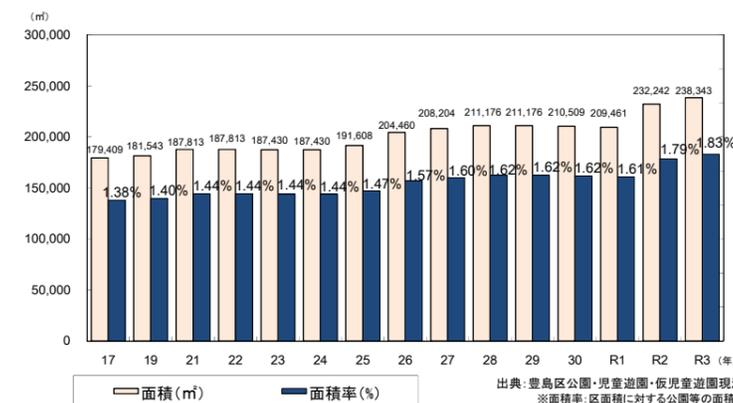


公園と隣接の区民ひろばをつなぐウッドデッキ整備（西巢鴨二丁目公園）

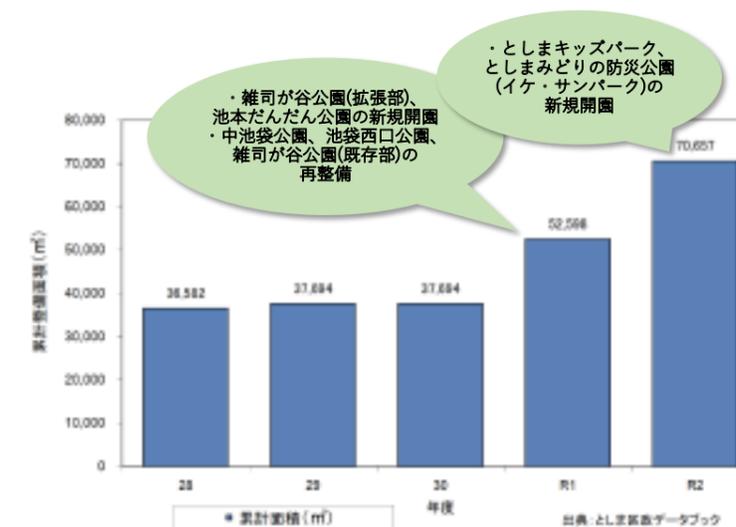


ワークショップにより地域のニーズを踏まえた憩いの場の整備（上り屋敷公園）

参考：豊島区の公園整備状況等の推移



公園等（児童遊園、仮児童遊園、庭園含む）の整備状況の推移



公園の新設・改修面積の推移

3) 公共施設及び公共的空間の緑化の推進の目標

3)―① 緑化基準を満たす公共施設数

令和3（2021）年度の公共施設の地上部の緑化状況は、約75%（116施設）が「豊島区みどりの条例*」で定める緑化基準*を満たしていますが、公共

施設は地域の緑化モデルとなる役割があることから、積極的に緑化に取り組みます。

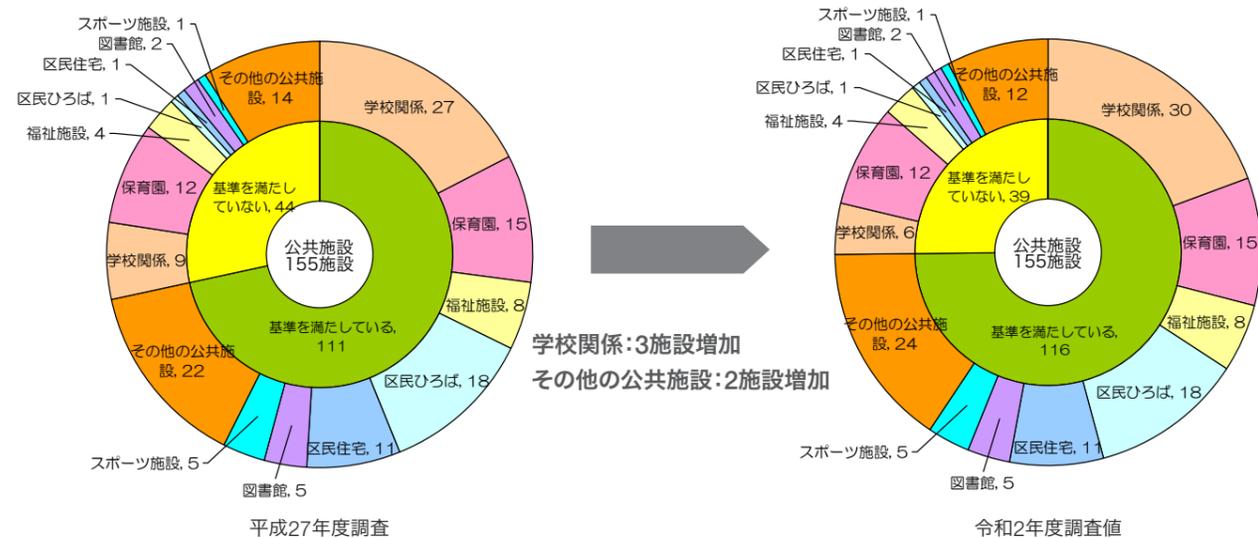
目標

- 施設の安全・安心に配慮しつつ、86%（134施設（+18施設））以上の施設で緑化基準を満たします。



※令和3年度の75%は令和2年度時点での調査値による。

公共施設の地上部緑化状況の推移（施設数）



新たな目標

3)―② 公共的空間の緑化

市街地再開発事業など都市開発に伴って整備される公開空地*は、公共的空間として、都市にやすらぎや潤いを与え、公園や街路のみどりとなつたり、街並

みの景観を形成する重要な役割を担っています。公共的空間での景観に配慮した緑化を積極的に推進するとともに、目指す指標について検討を進めます。

目標

- 民有地の公共的空間において、みどり豊かな美しい街並みとなる景観に配慮した緑化を推進します。

3)―③ 幹線道路の街路樹の設置割合

道路の緑は、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善や、美しい都市景観の創出、安全で円滑な交通に寄与し、災害時の火災などから人を守

る防災機能など、様々な役割があることから、積極的に街路樹整備に取り組みます。

目標

- みどりのネットワークの骨格軸となる幹線道路の街路樹整備を推進します。
- 街路樹が設置可能な道路における街路樹の設置割合を87%に増やします。



※街路樹のある区内道路総延長(幅員10m以上)34,383.30m。計画延長43,545.37m。
34,383.30/43,545.37=0.7895=79%



グリーン大通り

劇場通り

明治通り（千登世橋）

目白通り（目白小学校前）

4) 民有地の緑化の推進の目標

4)―① 緑化計画による民有地の緑化誘導

建築行為などを行う場合に、敷地面積と建ぺい率により一定の面積を緑化する他、既存樹木の保全や

道路沿いの緑化、屋上緑化などを行うことにより、効果的に緑を創出することができます。

目標

- 豊島区みどりの条例に基づく緑化計画により良好な緑化を誘導します。

5) みどりの質や利活用の目標

5)―① みどりの満足度・公園の満足度

みどりの量を増やすだけでなく、みどりと関わる暮らしを誰もが楽しむことができ、みどりの豊かさを実感できる「みどりの質」の向上を目指すことが豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

そこで、みどりと公園などに関する区民の意識調査

の定期的な実施やwebによる区民アンケートなど、客観的なデータをストックするとともに、それをもとに新たな目標として、「みどりの満足度」「公園の満足度」を設定します。

新たな
目標

目標

- 身近なみどりに関する区民の満足度を測る指標として「みどりの満足度」を設定します。区民意識調査「街路樹・生垣など街を歩いていて緑が多いと感じる」（令和3年度調査値：42.9%）の割合を増やします。
- 公園の利用、活動に関する区民の満足度を測る指標として「公園の満足度」を設定します。区民意識調査「近くに好きな公園がある」（令和3年度調査値：49.5%）の割合を、10年後は60%以上を目安とします。
- 区民意識調査「公園が地域コミュニティの形成に役立っている」（※1）の割合を増やします。 ※1 令和4年度調査より新たな設問

5)―② みどりとの関わり

みどりをみんなでつくり、育て、考える「みどりを楽しむ暮らし」を実践していくために、多様な主体が連携し、みどりを育むための活動の継続や拡充、さらに新たな取組を行うことが重要です。拠点となって

いる公園だけでなく、公園やまちかど広場などが区全域に渡ってみどりの活動場所となり、活動の機会を重ねていくことを目指します。

新たな
目標

- みどりの活動場所、活動回数を増やします。

本区では、以下のような区民や公民連携*による主体的な活動が行われています。より活発で持続可能

な活動となるために、団体での活動はもとより、個人でも気軽に参加できるしくみづくりが重要となります。

区民が主体となる活動

- 協定花壇*（39団体 41箇所 活動回数 年約140回 令和3年現在）の拡充

公園などの公共的な場での緑地や花壇の管理を地域のグループで行う「豊島区公園等みどりの協定*」を

結び、地域のみどりを育て、守るための活動の場を増やします。10年後は50箇所以上を目安とします。

〈活動状況〉

- 区内の公園、児童遊園、緑道、歩道、遊歩道、駅周辺で活動



協定花壇（上池袋くすのき公園）



協定花壇（駒込二丁目児童遊園）



協定花壇（駒込小学校隣接遊歩道）

- 公園利用の活動（年216回 令和2年現在）の拡充
地元などがフリーマーケットや町会のお祭りなどで公

園を利用する活動数を増やします。10年後は年350回以上を目安とします。

区内大学などの学生が取り組む活動

- 学生が参加して活動する公園の拡充
〈活動状況〉

- 中小規模公園活用プロジェクトなどへの学生の参加 など



大学の地域実習において中小規模公園活用プロジェクト（井戸端かいぎ・パークトラック）を区と連携して行う様子



公民連携による活動

- 中小規模公園活用プロジェクトの拡充

区内に点在する小さな公園をもっと過ごしやすく、楽しめる公園へ変えていくための取組を行っています。公園の特性と立地を活かし、身近にある小さな公園について区民と一緒に考え、地域コミュニティ

の場として活用することを拡充していきます。

〈令和3年度活動状況〉

- 井戸端かいぎ（月1回）、パークトラック（年10回）、パークマルシェ等公園イベント（年数回）、おもちゃ倉庫（1基）、コミュニティガーデン（月1回）



「井戸端かいぎ」：地域住民との公園利用と再整備についてのワークショップ



西巢鴨二丁目公園でのワークショップによる施設の整備



上り屋敷公園でのモバイル遊具（自由に動かして遊ぶことのできる遊具）の試験的導入



パークトラック（ドリンクや菓子を提供、図書館の本や絵本を搭載など）の試験的導入



ワークショップによるデザイン、花植えを行った西巢鴨二丁目公園での花壇づくり



「井戸端かいぎ」から発展した有志の会と町会による「みずつつぼうおにごっこ」の様子

●指定管理者*、Park-PFI事業による公園の活動（年485回 令和2年現在）の拡充

指定管理者等によるイベント等の実施件数を増やします。10年後は年530回以上を目安とします。

〈活動状況〉

●指定管理者による管理：南長崎スポーツ公園・中池袋公園・としまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）

●Park-PFI事業：としまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）

区が主体となる活動

●プレーパーク*事業の継続

プレーパークとは、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場です。遊びを通じて、創造性、協調性、自主性を育み、健全な心身の発達を促すことができる場として継続していきます。

〈活動状況〉

●常設プレーパーク

●出張プレーパーク

●常設プレーパーク

池袋本町公園



池袋本町プレーパークの落ち葉遊びの様子

●出張プレーパーク

区立公園、保育園、子どもスキップ、区民ひろば など



南長崎はらっぱ公園での樹木を利用した遊び 目白第一保育園でのダンボール遊びの様子

5)—③ みどりと景観との関わり

地域の歴史や文化を現在に伝え、人々に親しまれてきたみどりを、地域の大切な資源として次世代へと引き継いでいきます。区と区民、事業者などの関係者が一体となって緑の保全と緑化、維持管理を実施

して、地域の人と人との繋がりが醸成することで良好な景観の維持を目指します。また、目指す指標についての検討を進めます。

新たな目標

目標

●区内に残る貴重な巨木や保護樹木*などの自然資源、歴史資源や生垣、芝生の日常的な手入れなどを通じて、良好な景観の維持に努めます。



鬼子母神の大イチョウ



保護樹林第1号（鬼子母神）

目標

●庭先や沿道に面した場所にひとりひとつのみどりを育むことで、点のみどりが区全域へ繋がっていくことを目指します。



玄関先の花づくり（巣鴨地域）



幹線道路歩道の沿道緑化（本郷通り）



窓先のみどり（駒込地域）



壁面緑化（上池袋地域）

3-5 みどりの将来像と目標、方針
基本方針

本区のみどりを取り巻く課題、基本理念、みどりの将来像に基づいて、以下の基本方針を示します。

1 みどりのネットワークをつくる

街路樹や河川沿いの帯状のみどり、大学や霊園の拠点となるみどりや、池袋駅周辺4公園などに加えて、身近な地域のみどりをつなげることで、みどりのネットワークを形成していきます。さらに隣接区の骨格となるみどりともつなげることで、みどりの果たす機能を効果的に発揮していきます。▶P33参照

みどりのネットワーク形成にあたっては、みどりを単につなげるだけでなく、夏場の緑陰や風の道などの

都市環境の改善のためのネットワーク、生物の生息空間のネットワーク、まち歩きや歴史探訪を楽しむまちなかのウォークラブルなネットワーク、学校と地域のみどりのつながりなど、目的を明確にしたネットワークの形成を行っていきます。▶P34参照

また、みどりや公園の活動を通して人と人のつながりやにぎわいが広がる、みどりが交流の「縁むすび」となる取組を展開します。

2 身近にふれあえるみどりを広げる

日々の暮らしの中で、季節を感じ憩える場が身近にあることは重要です。身近なみどりを広げ、生きものとふれあえる機会を増やしていくために、様々な場所への積極的な緑化ときめ細かな施策を推進し、都市の中の新たな自然環境の創出と美しいみどりの景観づくりなどを展開します。

さらに、地表面を増やしてみどりを広げることで、防災・減災、雨水の地下浸透など、みどりの多様な機能を活用して安全性やグリーンインフラの効果を高めるとともに、屋上緑化・壁面緑化なども広げていくことで脱炭素社会の実現に向けて推進していきます。

3 みんなでみどりを育み、大切さを伝える

区民の一人ひとりが遊び場やみどり、身近な環境のことを考え、自ら創造していくとともに、区民や多様な主体、行政が連携してみどりをつくり、守っていくことが大切です。そのための仕組みづくりや、みどりに関わる活動の担い手を育成し、みどりを育む大切

さを伝える施策を展開します。
また、みどりに関する区民の意識や活動状況などを把握して、本計画の目標の評価を行うとともに、区民ニーズを反映した取組を実施します。

4 拠点となるみどりを増やし活用する

本区はまとまった規模の公園や空地が少ないことから、地元の要望や地域の実情に基づいて地域の拠点となる公園の整備を検討し、既存公園の機能との連携や分担も考慮しながら計画的に配置していきます。

まとまった規模のみどりがあり、「みどりの拠点」として位置付けた学習院大学、立教大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園のみどりは、地域性や歴史性を残す

自然環境資源として良好な状態で保全し、次世代へ引き継いでいきます。また、池袋駅周辺4公園を「4つの拠点公園」として位置付けて、まちのにぎわいの資源となる様々なみどりの機能により、公園を核としたまちづくりを展開していきます。【▶P33・34参照】

さらに民有緑地の保全・活用を図る制度や仕組みづくりを行います。

5 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しむことで、身近にある公園が多様な利用と活動の場となり、交流とにぎわいの場となります。そのために、計画的な維持管理を行うとともに、地域団体や事業者など多様な主体との連携を推進し、公園が地域コミュニティの拠点となる施策に取組みます。小規模公園が多い本区の特徴を活かし、中小規模公園活用プロジェクトとも連携しながら、地域に複数ある公園がまとまって効果的に機能を発揮する利活用と運営方法を検討

し、必要に応じて再整備や新たな整備を行う（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の取組を推進します。

その中で公園の再整備や新たな整備では、誰もが共に利用できるインクルーシブの考え方を取り入れた公園づくりを行います。

また、地域住民だけではなく事業者や学生など多くの意見を取り入れた利用マナーの検討や、多くの人が参加する維持管理活動を行います。

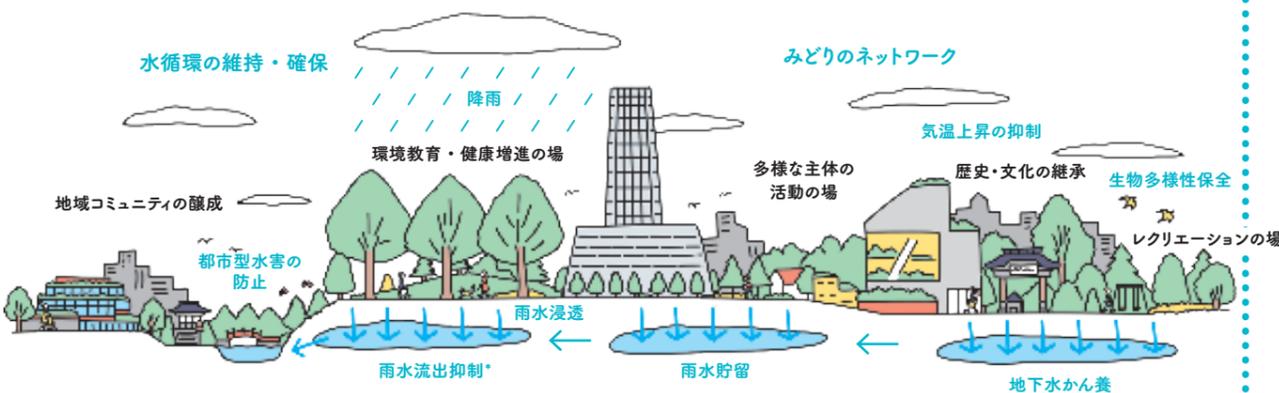
コラム

グリーンインフラとは

「グリーンインフラ」とは、グリーンインフラストラクチャーの略称です。自然環境が有する機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、みどりと水のネットワークの形成や、みどりの持つ生物の生息・生育の場の提供、

良好な景観形成、気温上昇の抑制、自然とのふれあいや活動の場の提供等の多様な機能を活用して、豊かな生活空間を形成し、持続可能で魅力ある国づくりや地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラのイメージ



コラム

インクルーシブとは

「インクルーシブ」とは、「包括的」という意味で、インクルーシブな社会は、社会を構成するすべての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、障害の有無や世代、国籍などにかかわらず、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会をいいます。

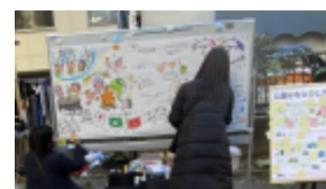
インクルーシブのデザインの例



多言語化サイン(資料:豊島区案内サインガイドライン) 障害のある人も使いやすいバリアフリーの動線 (雑司が谷公園)

インクルーシブな公園とは、誰もが安全に、一緒に楽しむことができる公園です。

インクルーシブな公園とは、誰もが安全に、一緒に楽しむことができる公園です。インクルーシブ公園は欧米では20年以上前から広がってきましたが、令和2年3月、日本で初めてのインクルーシブ公園が東京都立砧公園の「みんなの広場」に誕生し、同年9月に豊島区では「としまキッズパーク」がオープンしました。世界規模でのSDGs達成への気運もあり、日本でもさまざまな形でインクルーシブ公園づくりが広まりつつあります。



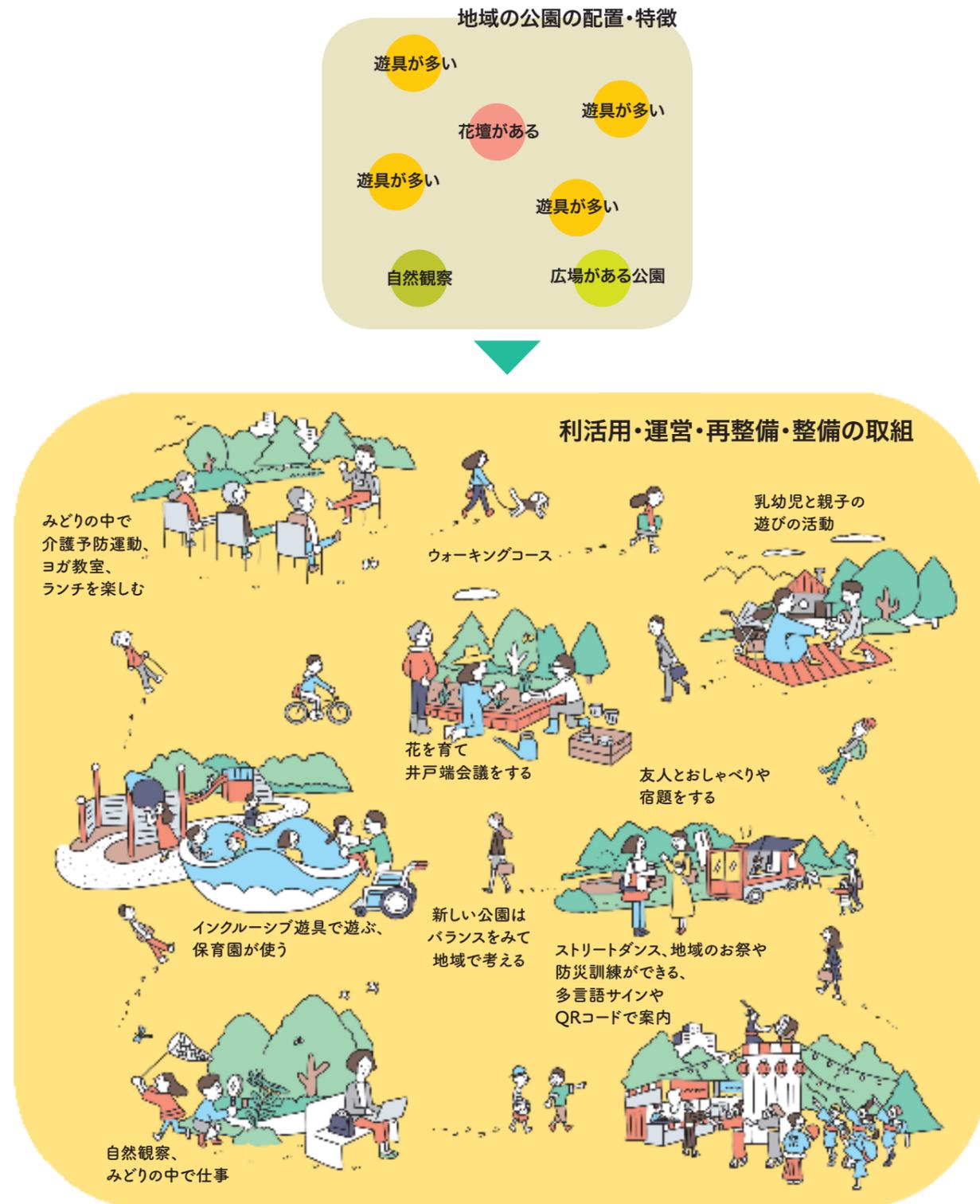
「公園でなにかがしたい?投票」(南大塚二丁目児童遊園井戸端かいぎより)



多世代での畑づくり

(仮称)「パーク・グリーンインフラ」の取組のイメージ

地域の公園について区民・事業者・区が共に考え、地域の特徴を活かしながらニーズや課題に対応した利活用・運営と再整備・新たな整備を行っていく取組です。

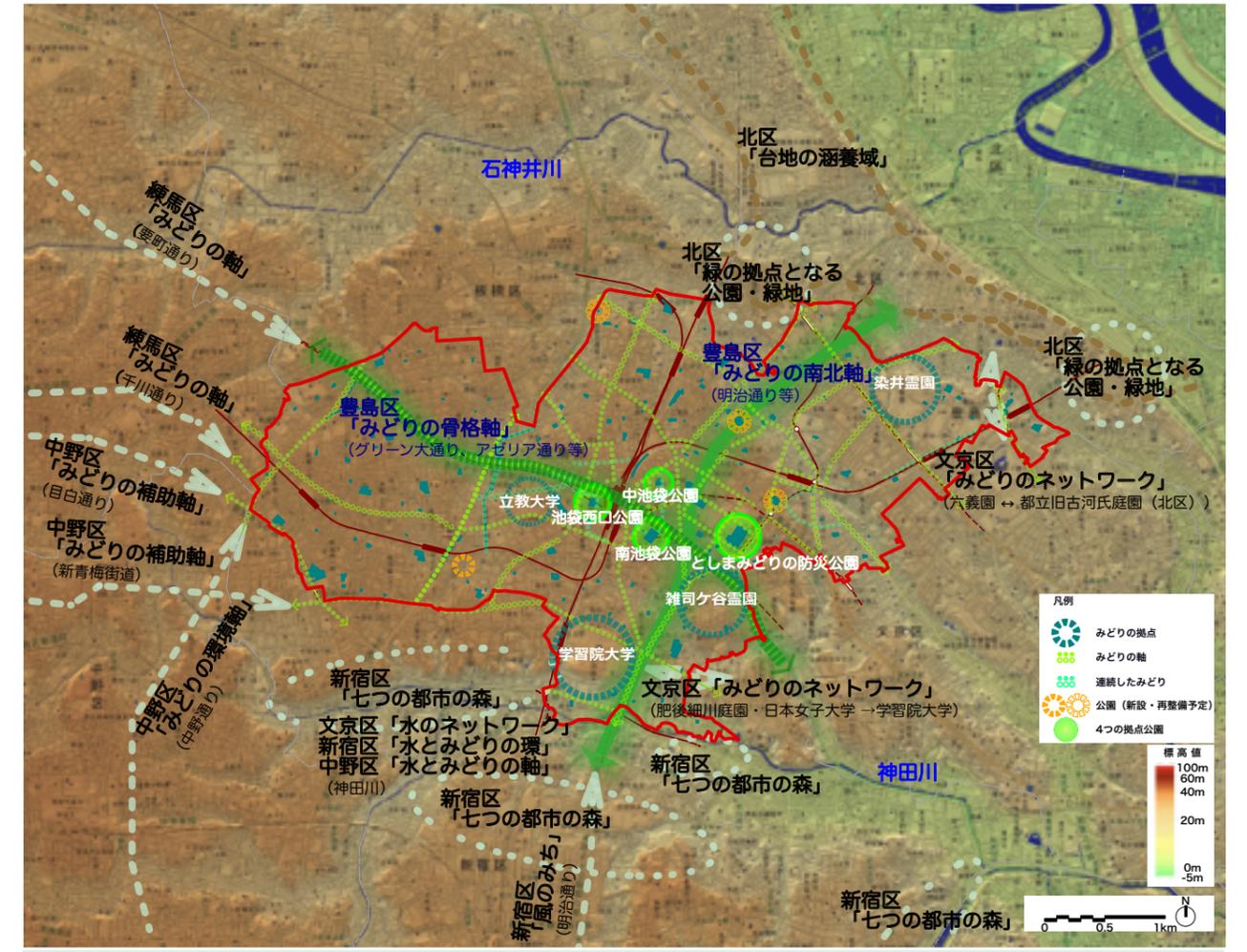


+ みどりを健全に育て、雨水浸透を図るなど、地域の環境にも貢献するために公園を活用する

隣接区とのみどりのネットワーク図

隣接区とのみどりのネットワークを連携することにより、公園・緑地の配置を補完したり、風の道と幹線道路の街路樹のつながりや散策路・まち歩き

連続性を高めていきます。また生物生息空間のネットワークを広げ、災害時の防災機能の連携なども推進していきます。



資料：「デジタル標高地形図 東京都区部とその周辺【技術資料D1-No.860】(国土地理院)」をもとに作成

〈2つの大きな軸の設定〉

- 豊島区を東西方向に結ぶ「みどりの骨格軸」(※1) (グリーン大通りとアゼリア通り)
- 隣接区のみどりの軸、「風のみち」、水の軸 (神田川・石神井川) 等をつなぐ「みどりの南北軸」(※2)
- 「みどりの骨格軸」と「みどりの南北軸」により、「みどりの拠点」(※3)と、新たに生まれた4つの公園 (池袋西口公園・中池袋公園・南池袋公園・としまみどりの防災公園) を結ぶ

※1 「みどりの骨格軸」：まとまった規模のみどりがある立教大学・雑司ヶ谷霊園と池袋副都心をつなぐグリーン大通り (補助77号線)・アゼリア通り等の軸

※2 「みどりの南北軸」：まとまった規模のみどりがある学習院大学・雑司ヶ谷霊園・染井霊園等をつなぎ、隣接区のみどりのネットワークともつながる軸

※3 「みどりの拠点」：まとまった規模のみどりがある学習院大学・立教大学・雑司ヶ谷霊園・染井霊園都市を冷やすクールスポットや生物の生息空間などの拠点となり、災害時の避難場所として安全性を高める